

平成29年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

1 日 時 平成29年5月10日（水）午後3時開議

2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 報告第5号 教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
- 5 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第6号 市川市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第7号 教育長の兼業について
議案第8号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第9号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第10号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第11号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
議案第12号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 報告第5号 教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
- 2 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第6号 市川市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第7号 教育長の兼業について
議案第8号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第9号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第10号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について

議案第11号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について

議案第12号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について

3 その他 (1) 平成29年度中学生海外派遣事業について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 美美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	島田 由紀子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
生涯学習部長	佐野 滋人
生涯学習部次長	伊藤 幸仁
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育総務課長	板垣 道佳
教育政策課長	根本 泰雄
教育施設課長	湯本 明男
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	関上 亨
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚 浩
指導課長	吉野 和雅
就学支援課長	六郷 真紀子
保健体育課長	佐藤 伸雄
学校地域連携推進課長	堀江 智
教育センター所長	高井 伸明

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主幹	室岡 稔
-------	----	------

"	副主幹	岡田 靖弘
"	主任	鈴木 康代
"	主任	大島 裕美
"	主任主事	加澤 俊

○教育長

ただいまから、平成29年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案8件、報告1件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第10号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第11号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第12号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、小林委員、平田信江委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、お願ひいたします。

○五十嵐委員

本日は、説明の都合上「報告」から入ります。報告第5号「教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」説明をお願いいたします。

○教育長

それでは、報告第5号についてご説明いたします。教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、教育委員会への報告を行う必要がありますことから、教育委員会が行う点検及び評価に関わる議案第5号の審議に入る前に、私から、第2期市川市教育振興基本計画に基づく平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。なお、報告の内容は、本日の議案第5号の「別冊1 教育委員会点検・評価報告書（案）」をお示しすることをもって報告とさせていただきます。それでは、平成28年度の状況を大まかに申し上げます。まず、別冊1の3ページ、「2 重点事業進捗一覧」をご覧ください。28年度は重点事業が23あり、その進捗

評価は、A（顕著な効果が見られた）が5項目、B（効果が見られた）が18項目でありました。27年度と同様、28年度もおおむね計画どおりに進められ、着実な進捗が図られたものと考えております。次に、第2期計画の施策の評価です。別冊1の4ページ「3 評価結果一覧」をご覧ください。2ページにわたり、28年度の評価をまとめております。施策は41あります、評価は、○（施策の実現が図られてきている）が38項目、▲（図られてきているとはいえない）が3項目がありました。27年度の施策の評価結果は、○が36項目、▲が5項目でしたので、27年度点検・評価において課題とした施策が、28年度では徐々に改善されてきているところであります。個々の施策について、いくつか説明させていただきます。54ページ「2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大」をご覧ください。この施策は、27年度においても「課題あり」と評価をいただきました。学校現場の教育課題が年々複雑困難化していく中、教職員が担うべき業務に専念できるよう、業務の適正化を着実に進め、施策の実現を図って参りたいと考えております。また、62ページ「2-4-2 家庭・地域と連携した学校の活性化」や90ページ「3-4-2 図書館機能を活用した学習活動の充実」のように、重点事業の進捗がよく、各指標も改善が図られてきている施策については、引き続き施策の実現が図られるよう、努めて参りたいと考えております。私からの報告は、以上でございます。なお、報告の詳細は、議案第5号のご審議をいただく際に、担当課から改めてご説明させていただくこととなっておりますので、ご了知ください。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますか。それでは、次のところで、細かいところはお願ひいたします。それでは、報告第5号を終了いたします。早速、「議案」に入ります。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。その前に大変恐縮でございますが、差し替えをさせていただいております。ページ番号等のズレがございましたので、差し替えにつきましては、網掛け部分が差し替えになっておりますので、よろしくお願ひいたします。まず、市川市教育振興審議会に諮問いたします理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項は、「毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定しております。そして、点検・評価につきましては、同条第2項で「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たって

は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されております。この規定に基づき、これまで進めてきました点検・評価について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため、「市川市教育振興審議会」の意見を求める必要がございます。このことから、同審議会に諮問するものでございます。それでは、議事日程の3ページ、「諮問書」をご覧ください。市川市教育振興審議会に対し、教育委員会による点検・評価結果について、「市川市教育振興審議会」の意見を求めるものでございます。続きまして、諮問資料別冊1「教育委員会点検・評価報告書（案）」につきまして、ご説明いたします。別冊1は、表題こそ教育委員会となっておりますが、現状では、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果を集約したものでございます。本日は、この点検・評価報告書（案）を「教育委員会の（案）」として審議会に諮問することにつきまして、教育委員の皆様にご審議いただくものでございます。修正すべき点がございましたら、その点を修正した上で、審議会に諮問させていただきます。それでは、教育委員会事務局における点検・評価の結果について、ご説明させていただきます。別冊1の表紙をめくっていただき、1ページ目をお願いいたします。この点検・評価を行う目的は、第2期市川市教育振興基本計画におけるPDCAサイクルの実践を通して、効果的な教育行政の推進、市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興につなげることにあります。この点検・評価の対象は、この第2期計画に掲げる41の施策であり、点検・評価の方法は、毎年度策定する重点事業の進捗評価と、41の施策に紐づく71の成果指標の状況等を踏まえて行います。事務局におきましては、施策ごとに、重点事業の有無と重点事業がある場合はその評価A～Dとその内容、成果指標の数値の前年度との比較、前年度の点検・評価の結果や成果指標の数値と平成30年度までに達成すべき目標値との関係性などを総合的に勘案し、現状と課題、対応をそれぞれ検討したものでございます。事務局が行った点検・評価の結果は、28年度重点事業につきましては3ページに、41の施策に係る事務局の評価につきましては4ページと5ページに、それぞれ一覧化しております。本日の説明方法でございますが、まず基本的方向1についてご説明し、ご意見を集約した後、基本的方向2、そして基本的方向3という流れで進めさせていただきます。また、時間が限られておりますので、基本的方向1から3の説明において、28年度重点事業につきましては評価が全てA又はBでしたので省かせていただきまして、個々の施策につきましては、評価が▲、「施策の実現が図られてきているとはいえない」と評価したものに限ってご説明させていただきます。基本的方向3まで終わりましたら、教育委員の皆様に、教育振興審議会に諮問してよろしいかご審議いただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。それでは、「基本的方向1 子どもの姿」についてご説明をいたします。別冊1の32ページ、「1-4-3キャリア教育の推進」でございます。

次ページの「1. 施策の現状・課題」をご覧ください。施策の実現が図られてきているとはいえない。学習内容をキャリア教育の視点で捉え直すことが課題である。そして「2. 対応」として、「小中の連携を促進し、育てたい資質・能力を教科横断的な視点から発達段階に応じて整理し、キャリア発達を支援するように努める。」といたしました。これは、平成27年度点検・評価では、指標1が25年度80%、26年度79%、27年度78%と、わずかずつではございますが下がり続けたことを受けて「施策の実現が図られてきているとはいえない」と評価しております。そして、28年度の指標は78%で横ばいとなっており、改善したと評価することはできませんので、施策全体としては課題が残っていると考え、このような評価とさせていただきました。「基本的方向1 子どもの姿」についての説明は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質疑はございませんか。▲だけについての説明で、質問は他のところもあると思うので、どんなことでも結構です。はい、小林委員。

○小林委員

1-3-1ですけれども、望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進のところで、ここにも少し触れていらっしゃるけれども、平成28年度から運動器検診も開始されまして、私共はそういう役目ですから、実際子どもたちの運動器検診をやってきました。今年2年目になりますが、運動器検診で気づいた点や集計でこの様なデータが出たということを教えていただきたいと思います。

○五十嵐委員

保健体育課長お願ひいたします。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。ただいまご質問いただきました運動器検診につきましては、昨年1年間、市川市内でも、実際医者の見立てで医療機関につなげたケースが数件ございました。千葉県全体では、詳しい資料が手元に無いのですが、だいたい5、6件とうかがっています。実際、手術例までいった事例が千葉県では報告されています。市川市内では手術までした事例はございません。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

すみません、もう一点、1-3-3体力向上の取り組みの推進というところで、私が教育委員をお引き受けしてから、市川市は千葉県内でも、少し体力の平均的な数値が劣っているということが言われていたのですが、今すぐ

ここでお答えしていただきながらも結構ですけれども、どうでしょうか。今でも千葉県内で、小学校と中学校で体力的な格差はあるのでしょうか。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。毎年、多少の差というのはあるのですが、小学校ではまだまだ千葉県全体では到達していないところもあります。中学生になると、多くの項目で千葉県の平均値を上回っているというデータが出ております。毎年少しづつ差はありますが、学校全体で体力向上に取り組んでいる状況でございます。以上でございます。

○五十嵐委員

はい、平田委員お願ひいたします。

○平田信江委員

1-4-3キャリア教育の推進のところで、対応の中に、小中の連携を促進しというところがあるのですけれども、これはブロック単位で小中連携のなかで推進をしていくことでしょうか。

○五十嵐委員

指導課長お願ひいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。よろしくお願ひいたします。キャリア教育につきましては、改訂学習指導要領においても、体験重視、主体的・対話的な学びの中で重要視されているところでございます。但し、各中学校ブロックにおけるキャリア教育の連携については、今後の課題であると考えます。小中の連携については、英語教育も含めてあらゆる視点で、今後とも注視して参りたいと思います。

○平田信江委員

分かりました。そうすると、ブロック単位でも連携をしながらキャリア教育を進めていくとともに、ブロックを越えてもりえるということになるのでしょうか。

○指導課長

その視点を大事にしていけたらと思っております。

○平田信江委員

分かりました。それから、もう一点なのですけれども、キャリア教育の件で、小学校では職場見学、中学校では職場体験ということで、行っているということで、昨日C S会議の方に参加させていただいて、神奈川の方で地域の方たちの子どもたちの身近な職場の方たちを活用して、子どもたちにもっと仕事というものを身近に感じさせることができたという良い成功例を聞かせていただいたので、もし対応の中にそういう、コミュニティスクールも始まったことなので、そういうところも含めて対応のところに入っていただけらしいと考えます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。今のご指摘は、とても大事だと思っております。今後、社会に開かれた教育課程の推進に向けて、地域の方々の人材をいかに活用することが、イコール子どもたちの豊かな学びにつながると認識しておりますので、今後ともそのような対応をして参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○平田信江委員

ありがとうございました。

○五十嵐委員

その他よろしいでしょうか。では、私からよろしいでしょうか。1－1－2命を大切にする教育の推進のところで、10ページの1のところ、ここは、中学校と小学校の差が15ぐらいあるのですよね。その辺のことをどう分析しているのか。分析の中に付け加えておくと、差というのが、もしかしたら年齢が進むから分からぬではないという気持ちははあるのですけれども、大事なことなので。特別活動等で自己有用感の持てる場をつくるというのだけれども、この差というのは気にならなかつたですか。

○指導課長

確かにそのとおりだと思います。発達段階の中で、自己肯定感、自己有用感が少なくなるというのはとても寂しいことだと認識しております。その中で、生きる力の根底は、命を大事にするということと考えておりますので、今後とも心の教育を中心とした全教育活動、教科領域の中で検討してやっていきたいと考えております。

○五十嵐委員

そうですね。やはり、自分を大事にすることは大事なので。

○平田史郎委員

よろしいでしょうか。今の件なのですけれども、自己肯定感については、一昨年から色々と教育界では問題になっていましてね。いわゆる、褒めて育てる教育だけでは、むしろ自己肯定感の低下を招くというデータがございます。そういう件で、なかなかこれは難しいですよね。子どもを褒めない訳にはいかないし、その辺のご指導というのは何かなされているのでしょうか。

○指導課長

自分自身も褒められて育ってきたと思います。褒めて育てることはとても大事であり、基本であると思います。心を育てるというのは、一面的な見方ではなくて、多面的な見方、それから道徳的な見方も含めて、これからしっかり指導していくことが大事だと考えております。よろしくお願ひします。

○平田史郎委員

いわゆる、褒めて育てる教育以外、我々はとるすべがないと思うのですけれどもね。色々な海外の教育実験、実証実験等では、褒めると逆にプライド

だけが高く能力が伴わない、しかも自己肯定感も逆に低下をするというようなデータもございますので、その辺教育というものはしつけというのでしょうか、言葉を変えれば社会化、子どもが社会に適応できるようにするということで、やはりある意味厳しい指導というのも織り交ぜていきませんと、なかなか子どもの自己肯定感も育たなくなってしまう。そんなこともありますし、今よく話題になっておりまして、一流大学を出て、一流企業に入ったのだけれども、出社1週間で叱責をされたために辞めたという事例も極端な場合出てきますとね、今、企業では、新人研修の時に、ロールプレイングで場面を設定して、仕事上で叱責をされる練習までするそうなのですね。そういう研修業者がいるそうです。やはり叱られる練習というのも、社会人になってからするのではなくて、先生方、もちろん良いところは褒めるのですけれども、悪いことがあつたら、多少の苦情も我慢しながらびしっと指導するという視点もむしろ必要ではないかと思いますということで、お話をさせていただきました。

○五十嵐委員

ありがとうございました。もうひとついいでしょうか。1-1-3道徳教育の充実なのですが、事業名、学校支援実践講座はとても有効で、実績をあげていると。アンケートを読んでも、とても受講者がいい。なのに進捗状況がBとなっているので、この辺はなぜかと思ったのですけれども。何か訳がありますか。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。ただいまの学校支援実践講座の事業でございますが、Bになったというところでございますけれども、課題というところで、地域支援者の方が中心に交流会等をやっていただいているのですけれども、いじめというところがテーマになっているところがございまして、個人情報の守秘義務の徹底であるとか、交流会を実施した学校と未実施の学校との間で事業の認知度に差があるというところで評価がBになったものでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

分かりました。その辺はここに書いてあるのでしょうか。読んでいると、なぜBなのか分かりにくかったものですから。ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

○平田史郎委員

それではもうひとつ、戻りますが、32ページのキャリア教育の推進のところで、悪い評価が出ているのですけれども、私の学校でも教員自体がキャリア教育という概念を理解していないのですよ。恐らく、学校の教員一人一人が全部確実に理解することは難しいのかもしれません、キャリア教育、一口では言えないのですけれども、先生方一人一人がキャリア教育を

何たるものかということが理解できるような勉強会が必要だと思います。それが無いと、恐らくこれはいくら時間を経てもいい結果が出るとは思えませんので。その辺もひとつよろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ではここは課題として。他にはよろしいでしょうか。それでは次に、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてお願ひいたします。

○教育政策課長

続きまして、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてご説明いたします。54ページの「2-2-4教職員が子どもと向き合う時間の拡大」でございます。次ページの「1. 施策の現状・課題」をご覧ください。「施策の実現が図られてきているとはいえない。教職員の多忙化解消に向けて、引き続き、多忙化解消検討委員会において効果的な取り組みを検討する必要がある」。そして「2. 対応」として、「多忙化解消検討委員会における検討結果を踏まえ、多忙化解消に向けた取り組みに努める。」といたしました。この施策につきましては、近年、学校現場における業務の適正化、教職員の長時間労働が大きな問題として社会的にも取り上げられており、本市におきましても、平成24年度に多忙化解消検討委員会を設置し、効果的な対策を検討してきたところであります。平成27年度点検・評価では、指標1が、26年度72%から27年度70%へと指標が下がったことから、「施策の実現が図られてきているとはいえない」と評価しております。そして、平成28年度の指標は70%で横ばいとなっており、改善したと評価することはできませんので、施策全体としては課題が残っていると考え、このような評価とさせていただきました。なお、本市では「ノー残業デー・ノーブルタイム」を平成29年度から完全実施したところでございます。この取り組みをしっかりと進め、効果が表れてくれれば、指標も改善されるものと考えております。「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてのご説明は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてご質問ございますでしょうか。すみません、私から。1-5-2外国語教育・国際理解教育の推進のところで、「英語の授業は楽しい」と回答する生徒、それから、小学校、中学校と高い数値を示しているのですね。でも、先ほどの18ページの1の時だと、「学校の勉強が楽しい」と回答する児童の割合が、それほど高くなく、中学校は平成27年度は59%、28年度は61%と、英語の授業との差がとてもあるのですよね。これは、何か訳があるのでしようか。英語は楽しいけれども他の授業は楽しくないとか、すごくギャップがあったもので。その辺について視点として見た時に、今すぐには分からなと思いますが、先生たちの見る目をね、どうなのかなと。3年生はいないのだけれど、1、2年生の割合と5、6年生の割合だから、一概に言い切れないのです

すけれども。何かございますか。

○指導課長

はい、指導課長でございます。中学校の英語の授業は楽しいという生徒の割合がとても高いということにつきましては、授業の充実の一環として、外国語指導助手である、ALT 16名が市内に配置されている中で、指導の補佐を行っているということが大きな原因かと考えます。本市といたしましても、来年度より先行実施として、小学校3年生から外国語活動、教科英語を進めて参りたいと考えておりますので、是非参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ALTの力がすごいということですね。

○指導課長

それもあると思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。

○教育政策課長

続けさせていただきます。「基本的方向3 市川の教育の姿」についてご説明いたします。まず、73ページ「3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」です。次ページの「1. 施策の現状・課題」をご覧ください。「施策の実現が図られてきているとはいえない。子どもの抱える困難が複雑化・多様化し、学校に置いて十分な対応がしにくくなっていることが課題である」。そして「2. 対応」として、「魅力ある学校づくりを進めるとともに、子どもが抱えるさまざまな困難を適切に把握し、専門スタッフの活用や関係機関との連携を図りながら、きめ細かく対応するよう努める。」といたしました。27年度点検・評価では、指標1のうち中学校の不登校出現率は目標値を既に達成しているものの、小学校では、25年度0.36%、26年度0.42%、27年度0.46%と目標値から離れ続けたことを受けて、「施策の実現が図られてきているとはいえない」と評価しております。そして、平成28年度は、重点事業「ライフカウンセラーセンター設置事業」を評価Bとする一方で、小学校の指標は0.47%で改善されなかつたことなどを考慮し、施策全体としては課題があると考え、このような評価とさせていただきました。「基本的方向3 市川の教育の姿」についてのご説明は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、基本的方向3、それから全体をとおして、質問をお願いしたいと思います。74ページの子どもの抱える困難が複雑化・多様化し、学校において充分な対応がしにくくなっていることが課題であるというと、課題なので、はっきりは言えないのでしょうか。例えば医療関係とか、ここでは言ってはいけないのでしょうか。学校において充分な対応がし

にくくなっているというのもまた、ではどこで対応するのか。一般的には医療ということでしょうか。

○指導課長

それも含めてだと思います。

○五十嵐委員

フリースクールとかそういうことも含めて。

○指導課長

はい。今の医療の面もありますが、基本的には学校を取り巻く環境が多様化していることが大きな原因であると考えております。やはり色々な問題があり、一筋縄ではいかない、頑張っても解決できない問題が多くなっているのが現状だと考えております。

○五十嵐委員

しつこいですが、学校において充分な対応がしにくくなっているという表記では、一体子どもはどうすればいいのかということになりますので。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。本日お示ししているものは、審議会に諮問させていただく前の案でございますので、その内容につきましては、また改めて、審議会にかける前にこの文言については整理をさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

2-2-4教職員が子どもと向き合う時間の拡大のところで、先生方は、普通の企業のように正確には残業の時間は特定できないと思いますが、実際普通の時間に帰れるということはとてもできないと、若い先生方にお聞きしたことがあります。実際、出勤して帰るまでの時間を、平均的なもので、今すぐに出すようにとは言いませんが、どの程度先生方が24時間のうちで学校のことに時間を費やしているのか。是非時間的なもので、平均時間どれくらいか分かったら、今日ではなくていいですから、教えていただければありがたいと思います。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。市川市として特に統計を取っているわけではないです。先日出たのですけれども、文部科学省から、教育実態調査の速報値が出まして、恐らく本市の状況も変わらないと思うのですけれども、1日平均して3時間半ぐらいの時間外の仕事をしているというデータが出ております。以上です。

○小林委員

分かりました。ありがとうございました。

○五十嵐委員

小学校と中学校とで違いはあるのでしょうか。

○義務教育課長

中学校の方が、部活動があるので若干多いです。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、島田委員。

○島田委員

今のことに関連してなのですけれども、ノー残業をすると、持ち帰りの仕事が増えたりだとか、そういう見えないところで実際は変わらなかつたりということはあるのでしょうか。

○義務教育課長

現場の職員から、その様な声が聞こえてきた時期はありました。しかし、このノー残業デーを設けた大きな理由は、教員の意識を変えることによって、業務改善を図ろうということなのですね。水曜日だけ早く帰ればよいという話ではなくて、これをきっかけにして意識を変え、仕事のやり方を変えていきましょうということですので、それに期待をしております。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。限られた時間の中で、貴重なご意見等をいただきありがとうございました。最後に、今後の予定について申し上げます。本日、教育委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、この報告書（案）を教育委員会のものとして、5月15日に予定しております本市教育振興審議会に諮問させていただく予定でございます。その答申を得て、事務局において改めて「教育委員会点検・評価報告書（案）」について、6月定例教育委員会にお諮りしたいと考えております。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問」につきましては、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。これで多少変わるかもしれません、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○五十嵐委員

それでは、全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第6号「市川市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第6号「市川市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議事日程資料の4

ページをお願いいたします。本案は、4月定例教育委員会におきまして、承認をいただきました学校運営協議会のうち、8校の委員において、新たに委員として任命をする必要がありますことから、提案をさせていただくものでございます。主な理由といたしましては、4月の時点では決定されておりませんでした自治会やPTAより選出される委員の予定者が、総会等を経まして、決定されたことによるものとなっております。また、それに合わせて、辞任の申し出のあった委員につきましては、解団の提案をさせていただいているものでございます。塩浜学園につきましては、1年間という任期を終えたところでございますので、14名の任命予定者を提案させていただいております。各学校の委団解団につきましては、5ページ以降、それぞれ委団解団及びその後の委員名簿の予定といった形で構成されております。また最後に申し上げました塩浜学園につきましては、21ページに今回新たに委団する予定という形で載せております。なお、塩浜学園の第1号委員の候補者を1名選定中ですので、今後、委員候補者が決まりましたら、定例教育委員会で提案させていただく予定でありますので、よろしくお願ひいたします。以上、「市川市学校運営協議会委員の解団及び委団について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第7号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第7号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○五十嵐委員

それでは、議案第7号の提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第7号「教育長の兼業について」をご説明いたします。議案の22ページから27ページをご覧ください。このたび、明治図書出版株式会社から、本市教育委員会田中教育長に対して、新学習指導要領の改訂のねらいや考え方などについてをまとめるものとして「平成29年版中学校新学習指導要領の展開総則編」の執筆依頼が平成29年4月27日付けでございました。全176ページのうち10ページ分が依頼され、原稿料はペ

ージ按分による印税方式となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何か質問はございますか。大変ですけれども、よろしくお願ひします。それでは、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。それでは田中教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○五十嵐委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。よろしくお願ひいたします。次に、議案第8号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。議案第8号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議事日程の28ページをご覧ください。奨学資金制度は、学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として実施しております。そして、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、奨学生の選考等について、ご審議いただいているところでございます。委員の構成につきましては、市川市奨学資金条例施行規則第12条により、第1号委員私立学校関係者1名、第2号委員公立高等学校関係者1名、第3号委員市立中学校関係者1名、第4号委員PTA連絡協議会関係者1名、第5号委員民生委員児童委員協議会関係者2名、第6号委員学識経験者2名、合計8名で構成すると規定しております。議事日程29ページをご覧ください。第3号委員である市立中学校関係者1名、及び第5号委員である民生委員児童委員協議会関係者1名、合計2名の方より、辞任の申出があったことから、新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。新委員について、それぞれの団体に対し、奨学資金制度の趣旨を理解し選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、第3号委員につきましては、市川市立福栄中学校校長西澤康雄様、第5号委員につきましては、市川市民生委員児童委員協議会理事中島義継様の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学

資金条例第10条第3項の規定により、前任者の残任期間とされていることから、西澤委員につきましては、平成29年11月30日まで、中島委員につきましては、平成30年2月5日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第9号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料は31ページから32ページでございます。提案の理由でございますが、委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を新たに委嘱するものでございます。昨年度から引き続き委嘱する方が10名、今年度より新規に委嘱する方が3名となっております。以上でございます。よろしくご審議お願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、「その他」に入ります。「(1) 平成29年度中学生海外派遣事業について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。平成29年度中学生海外派遣事業につきまして、ご説明いたします。中学生の国際理解教育の一環として毎年実施しており、今年度もドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月22日（土）から8月5日（土）の15日間の日程で実施いたします。ドイツへの派遣は、今回で15回目となり、一昨年前から学習効果を高めるため、ドイツの生徒と

共通のテーマを設定し、それぞれの国の違いを学ぶプログラムを実施しているところでございます。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡の見学を通して、「見て、触れて、感じる」貴重な体験ができるものと考えております。現在、引率する教員3名と派遣生徒16名募集中15名が決定しているところでございます。派遣を終えましたら、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。身の危険とかの質問は出なかつたのでしょうか。

○指導課長

はい、実際16名の募集で、1名足りてはいませんが、身の危険を感じてとの理由は少ないと思います。昨年度は、ミュンヘンに到着した当日に銃の乱射事件があったということですが、現地からの報告では大きな影響はなかったとの連絡を受けております。

○五十嵐委員

よろしくお願ひいたします。

○教育長

それではこれより、議案第10号、議案第11号及び第12号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方はご退席ください。また、議案第12号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と五十嵐委員は、一旦退席いたします。それでは、ここで議案第12号の議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、小林委員を指名いたします。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

○教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。議案第10号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第10号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」ご説明申し上げます。お手元の別冊議案資料の1ページから4ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町

村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。この協議会の運営に関する規約に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。のことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づき、本日提案するものでございます。なお、本年度は平成30年度使用の教科用図書のうち、小学校に新設される、特別の教科道徳の教科書及び特別支援学校用、特別支援学級用教科書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書）の採択を行うものでございます。

以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。道徳の教科書の見本というのは、いつ頃教育委員会に届くのでしょうか。

○指導課長

これからだと思います。

○五十嵐委員

その時、委員の方にもご提示いただくのですよね。

○指導課長

その予定となっております。

○五十嵐委員

初めてですものね。

○指導課長

はい。

○五十嵐委員

続きまして、議案第11号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第11号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」ご説明申し上げます。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、

事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。

○教育長

それでは、次に議案第12号に入りますので、私と五十嵐委員は、一旦退席いたします。小林委員、議事の進行をお願いいたします。

【教育長・五十嵐委員退席】

○教育総務課長

それでは、小林委員、再開をお願いいたします。

○小林委員

それでは、議案第12号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。よろしくお願ひいたします。議案第12号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることから、教育委員会は採択地区協議会の委員を選任することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、No. 6の市川市PTA連絡協議会会长は、5月18日の総会で選出される予定ですので、所属・職名のみで提案させていただいております。以上でございます。

○小林委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないよう
ですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、
田中教育長、五十嵐委員に入室していただきます。

【教育長・五十嵐委員再入室】

○小林委員

ただいま審議が終わり、「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会
委員の選任について」可決いたしました。それでは、指導課からの申し出が
ございましたので、非公開議案を回収いたします。それでは、教育長お願
いいたします。

○教育長

それでは、退席しております職員を入室させますので、しばらくお待ちく
ださい。

【職員再入室】

○五十嵐委員

それでは、再開いたします。教育長お願いいいたします。

○教育長

これをもちまして、平成29年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時06分閉会)